

大空町建設工事等に係る設計図書の電子閲覧要領

(趣旨)

第1 この要領は、大空町が発注する建設工事及び測量、設計、調査等の業務委託並びに物品購入等（以下「建設工事等」という。）に係る設計図書の閲覧について、競争入札（見積合せを含む。以下同じ。）参加者の閲覧時間の短縮、閲覧経費の節減等の入札事務の効率化を図るため、電子データによる閲覧（以下「電子閲覧」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲)

第2 電子閲覧の対象は、競争入札に付する建設工事等であって、電子閲覧により経費節減及び入札事務の効率化が図られるものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、紙閲覧も行うことができるものとする。

(閲覧方法)

第3 電子閲覧は、建設課に設置するパーソナルコンピューターに保存する閲覧データを記録媒体（町が指定するもの）に複写することにより行う。ただし、図面等で電子データ化が困難なものについては、紙閲覧とする。

2 入札参加者は、前項の複写をする場合、保存閲覧データの削除及び書換えを防ぐため、十分な注意をもってパーソナルコンピューターの操作を行わなければならない。

(データの確認)

第4 入札参加者は、複写した閲覧データに不鮮明又は不明瞭な部分がある場合は事前に確認するものとし、それをもって競争入札に異議を申し立てることはできない。

(使用制限)

第5 入札参加者は、複写した建設工事等閲覧データを当該建設工事等競争入札の積算以外の目的に使用してはならない。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。